

言語学的観点から見た商標の類似性

町 田 健*

抄 録 商標は、言語記号の一種であって、音素（または文字）の列と、その意味としての製品が結合した単位である。2つの商標に関する類似性の言語学的観点からの判断は、音素列と意味の双方を総合的に勘案して下されなければならない。音素列に明確な区別が存在すると判定される条件としては、調音的・聴覚的に特徴を共有しない音素が使用されていること、語中や語末で弱化することにより、類似した特徴をもつ可能性のある音素や音節が含まれないことなどがあげられる。意味の面では、複数の要素から成る商標について、比較される商標とは異なる要素が、商標の指示する製品に対応する普通名詞であったり、意味のない接辞である場合には、当該の2つの商標の間には明確な区別を認定することはできない。一方、比較される商標とは異なる要素が、固有名詞であるか、意味をもつ接辞である場合には、2つの商標の間に明確な区別があると判断される。

目 次

1. 言語学の視点
 1. 1 音的単位としての音素
 1. 2 意味を表示する単位
2. 商標の類否判断
 2. 1 音素列・文字列
 2. 2 表現面に関する商標審決の問題点
 2. 3 語構成と意味
 2. 4 意味的観点から見た商標の類否判断に関わる問題
3. まとめ

1. 言語学の観点

言語学は、人間の言語を支配する規則を解明し、その規則がいかなる原理に依拠しているのかを追究することを目的とする学問分野である。言語は、音声または文字を媒介として意味を伝達する手段である。音声は空气中を伝搬する波動であり、意味は「事態」または「事物の集合」¹⁾であって、本来性質を異にするものであるから、音声と意味は自然的には結合しない。したがって、音声と意味を人為的に連結させる

ための規則を設定し、同一の言語を使用するすべての人間がこれを共有しなければならない。

音声と意味を結合する規則を構成するために必要な条件は、離散的単位の設定である。人間の発する音声は連続的に変異する。例えば、母音の音色を決定する一つの要因は口の開きの大きさであるが、その大きさの程度には、自然的な区切りなど存在しない。従って、母音だけでも、その個数は無限となる。意味を表す基本的な単位は、「山」や「行く」などの「語」（または「単語」）と呼ばれる単位であるが、語の意味は、認識される無限個の事物を、何らかの基準に基づいて分割した結果の集合がもつ属性に等しい。この場合も、意味すなわち集合の属性を構成する事物そのものには、自然的な境界はない。

音声や事物が連続的に変異するものであるとすると、その個数は無限である。人間は無限個の対象を記憶する能力をもたないし、たとえ記

* 名古屋大学大学院文学研究科 教授
Ken MACHIDA

憶できたとしても、特定の音声に特定の対象を結合させる規則群を構築して、すべての言語使用者に記憶させることは不可能である。このことから、無限に変異する音声の中に、一定の区切りを設けることにより、有限個の音声的単位を設定すること、そして、無限個の事物を分割して、有限個の集合を設定することが必要となる。つまり、連続性をもつ音声や事物から、離散性をもつ言語単位を設定しなければならないということである。日本語に例を取るならば、五十音図にあげられているような音（正確には「音節」）を組み合わせて、「やま」や「いく」などの音列を作り、これに<山>や<行く>という意味を対応させることにより、「山」「行く」などの語を作るというしくみである。日本語の話者たちは、こうして作られた語を十分な数だけ記憶して使うことにより、意味を伝え合うことができる。

1. 1 音的単位としての音素

音声に関する言語単位は「音素」と呼ばれる。音素とは、ある個別言語で使われる音声の集合であって、語の意味を区別するのに「関与的」なものを言う。同じ複数の音声であっても、言語が異なれば、同一の音素に属する場合もあれば、異なる音素に属する場合もある。例えば、[k]（軟口蓋無声閉鎖音）と [g]（軟口蓋有声閉鎖音）は、日本語でも韓国語でも使用される音声である。日本語であれば、「金」[kiN] と「銀」[giN]²⁾、「理解」[rikai] と「利害」[rigai] のように、[k] と [g] の交替によって意味が異なる語の対が数多く存在するから、これら2つの音声は意味の区別に「関与的」であり、従って異なった音声的単位としての音素に属する。一方韓国語の場合には、[k] と [g] が現れる音声的環境が異なっており³⁾、これらの音声は語の意味を区別することに「関与的ではない」。従って韓国語では、[k] と [g] は

同じ音素に属すると考えなければならない。なお、言語学では、音素を /k/ や /g/ のように「スラッシュ」で囲んで表記することになっている（以下、同様）。

アルファベットや仮名（ひらがな及びカタカナ）などの表音文字を使用する言語であれば、1つの文字が1つの音素に対応している場合が多い。日本語の仮名は表音文字の一種であるが、「あいうえお」と「を」「ん」を除いては、「子音+母音」という仕組みの「音節」に対応する文字である。しかし、1つの仮名が1つの音節に対応するのが原則であり、仮名が異なれば、それを構成する音素も異なるものと、原則としては考えてよい⁴⁾。

ただし、これには例外もある。外来語の表記に「ヴ」の文字が用いられることがあるが、これは日本語では /bu/ という音節に対応するのであり、従って音素の観点からすれば「ブ」と同一だと見なさなければならない。「ヴァ」「ヴェ」「ヴェ」についても同様であって、「バ」「ビ」「ベ」「ボ」と音素的には変わるところがない。

「ランプ」は外来語であって、語源は英語の lamp であるから、綴りの m に影響されて、「ラムプ」と表記されることがある。しかし、日本語で両者に対応する音素は同一の /raNpu/ でしかなく、実際の発音も [rampu] という同一のものである。

「メール」と「メイル」については、方言による相違もあるが、標準語では同一の /meeru/ に対応している。/ee/ の部分の発音は、音声記号では [e:] のように表される長音であり、日本語のカタカナ表記の慣習では、「エー」のように「ー」を用いて表記するのが原則である。「メイル」の表記は、原語である英語の [meil] にある [ei] という二重母音に影響されたものであるが、日本語には母音の連続はあっても、2つの母音が一体となって発音される二重母音

は存在しないし、標準語に関しては「メール」が [meiru] と発音されることはないのだから、このカタカナ表記は、原則に違反するものである。

1. 2 意味を表示する単位

語の意味とは、先述のように事物の集合の性質であるが、数万にも上る個数をもつ語の意味に関しては、音声における音素のような明示的単位を抽出することは極めて困難である。物質を構成する「元素」に当たる、語の意味を構成する「意味素」のような単位が求められたことはあるが、成功はしていない。事物の特性は極めて多種多様なので、比較的少数の意味的単位としての意味素の抽出は、恐らくは原理的に不可能であると思われる。

従って現状では、異なった語は異なった意味を表示し、意味を構成する下位の要素は認定しえないという、経験的な原則を採用せざるを得ない。語は音素列と意味が結合した単位であり、例えば、「イヌ」という語であれば、音素列 /inu/ と意味<犬>が結合している⁵⁾。この性質から、音素列が異なる語は異なった語であり、ゆえに異なった意味を表すという原則が導出される。

ただし、この原則にも例外はある。1つの言語がもつ語は数万から数十万程度であるが、人間が認識もしくは想像することのできる事物の個数はほぼ無限であるから、数万個程度の語だけでは、十分に事物を区別することができない。このことから、語を組み合わせることにより新しい語を形成する方法が、どんな言語にも見られる。語の組み合わせによって新語を形成することを、語の自立性に依じて「複合」または「派生」と呼ぶ⁶⁾。

複合や派生によって作られた語の意味は、組み合わせられた語の意味とは異なるし、構成要素の意味からは予測できないことも多い。例えば、「たこ」と「焼く」を複合して作られた

「たこ焼き」は、蛸の切片を小麦粉を溶いた液体に入れて焼いた球形の食べ物であって、「蛸を焼いたもの」や「蛸を焼くこと」ではない。

複合語・派生語とその構成要素である個々の語とが、語としても、またその表す意味においても異なるという原則は、商標の類似性に関する裁判所の判断にも反映されている。

次の例を見てみよう。(以下、判決・審決等の番号の記載は省略。)

【1】 a. アート・宙

b. 宙

【2】 a. iDisplay

b. ディスプレイ

【1a】は、「アート」という外来語と「宙」という漢語を組み合わせた複合語であるのに対し、【1b】は「宙」のみから成る単純語である。複合語は、その構成要素とは異なるという原則に従い、審決では「非類似」とされている。

【2a】は、「Display」という英単語に、独立性のない「i」を付加することによって作られた派生語である。一方【2b】は、displayを原語とする日本語の外来語であり、他に付加された要素のない単純語である。この場合も、「i+Display」という構造をもつ派生語と、その構成要素である「Display」を日本語化した「ディスプレイ」とは異なるという原則により、審決では両者を非類似とする判断が採用されている。

ただし、【2】のような派生語に関しては、全体とその構成要素が果たして意味的に異なるかどうかについて、厳密な判定が困難である可能性もある。「寒さ」(「寒い」+「さ」)のような派生語のうち、自立性のない要素(「さ」)を「接辞」と呼ぶが、接辞には具体的な意味がないことが多い。「寒さ」の「さ」にしても、それ自体に意味はなく、「寒い」のような形容詞を「寒さ」という名詞に転換させる機能があるのみである。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

【2】に関して言えば、語頭に付加された接辞「i」には、特別の意味はないと考えられる。だとすると、「iDisplay」と「ディスプレイ」の間には、意味的な差異は存在しないことになる。しかしながら、意味的な差異の不存在のみで両者を同一の商標だと見なすことは明らかに不適切である。

ここで考慮に入れなければならないのは、意味に対応する「文字列」と、商標のもつ「固有名詞性」である。これまで、言語に関しては、意味に対応する要素として音素列を基本的なものだとしてきた。音素列は確かに重要であるが、商標に関して同様に重要なのは、音素列の代用としての文字列である。商標の認知に際しては、視覚的媒体を必要とするのが通常の様態であり、その視覚的媒体として機能するのが文字列である。

文字の基本的な機能は音素の視覚的表示ではあるが、それ以外の付加的機能がある。それは、語や商標など、一般に「記号」と称される表現の印象を作り出す機能である。同じ文字列でも、太字になっていれば強調されているという印象を与えるし、丸文字で記されていれば、可愛い印象を与える。つまり、同種の文字列が使用されていたとしても、視覚的な効果が異なっていれば、それは異なった記号だと認定することも可能である。仮名とローマ字のような、異なった文字種が使用されていれば、なおさら異なった印象を与えるから、記号としての相違があるものと考えることができる。

また、商標は、それ自体で固有名詞としての性質を備えている。固有名詞とは、「人間」や「場所」などの名詞で指示される事物を1つに特定化する働きをもつ名詞である。即ち、「人間」という名詞で指示されるものは、無限に存在する。しかし、自分の周囲の者をすべて「人間」という名前と呼んだのでは、一体誰を指すのか特定することができないから、極めて不便

である。このことから、同じ人間であっても、特定の者を指示するために、「山田太郎」や「鈴木花子」のような固有名詞を使用するのである。場所の場合も同様で、「私は場所に行く」と言ったのでは、一体どの場所なのか全く分からない。この理由で、「場所」である物を特定して指示するために、「東京」「蔵前」「成増」などの、場所を表す固有名詞（地名）が作られて使用されている。

商標の場合も同様であって、製品を呼称するのに、「自動車」「テレビ」「ゲーム機」などの、いわゆる普通名詞を使用するのでは、自社の製品を特定の指示することは不可能である。ここから、「クラウン」「Aquos」「PlayStation」などの商標を使用する必要性が生じてくる。これらの商標は、単一の事物を指示するのではないにしても、特定の企業が作り出す特定の種類の製品のみを指示するのだから、固有名詞と同様の性質を備えていると言える。固有名詞の「意味」とは、それが指示する特定の事物だと見なすことができるから、商標の意味も同様に、それが指示する特定の製品だと考えてよい。だとすると、商標の表現として使用される文字列は、同種の製品を指示するための他の商標と、視覚的に異なっていれば、そのみで意味が異なると判断したとしても、合理性が失われることはない。すなわち、商標が示す文字列を構成する要素のうち、普通名詞的な観点から見た意味を表すものがなかったとしても、その要素が含まれていることで、その文字列を他の文字列から明確に区別する効果が生じていれば、当該の商標の意味は、他の同種の商標の意味とは異なるものと見なされる条件を満たしていると考えることができる。

この観点からすると、「iDisplay」を構成する要素である「i」に、普通名詞的な特性としての意味を与えることができないとしても、この要素を欠く「Display」あるいは「ディスプ

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

レイ」が指示する製品とは異なった製品を指示するものと判断できる場合には、「iDisplay」は、他の商標とは異なる「意味」をもっており、従って表現の面でも、意味の面でも他とは区別される個別性をもつ商標だと認定される可能性をもつ。

しかしながら、問題となるのは、商標が指示する製品が、明らかに他の商標とは異なるものであるかどうかを、商標の表現面での個別性のみを基準として判断することはできないということである。商標の音素列や文字列に、他とは区別される個別性があったとしても、その個別性が顕著ではなく、他のすでに存在する商標の製品をも想起させる可能性が高い場合には、その商標には個別性がないと考えなければならない。例えば、自動車を指示する商標として「クラウン」を新たに作ったとする。この商標は、すでに使用されている「クラウン」とは、音素列も文字列も異なる。しかも、「クラウン」とは異なる自動車を指示するのであるから、対応する意味も異なる。

とは言え、「ー」で表記される日本語の長音は、必ずしも意味の区別に関与するわけではない。「すごい」と「すごーい」は、後者がいくらか強調の効果をもつだけで、表す意味は同一である。だからこそ、「コンピュータ」と「コンピューター」、「プリンタ」と「プリンター」のように、「ー」を使う表記と使わない表記が混在することができるのである。従って、たとえ長音符号が使用されていて、音素と文字の面での区別が明らかだとしても、「クラウン」と比べての「クラウン」の個別性は低いと見なされなければならない。すなわち、商標としての「クラウン」と「クラウン」に類似性を認めることの方に合理性がある。

このように、商標の類否に関しては、その表現（音素列・文字列）と意味（指示する製品）の個別性を判定するのが、まずもっての条件で

あることは確かにしても、それに加えて、表現面と意味面での顕著性、すなわち確実に既存の商標と区別されることが保証されるかどうかという条件を考慮する必要がある。以下では、实例を見ながら、類否判断における傾向性とその適否について論じていくことにする。

2. 商標の類否判断

商標は、前節で述べたように、固有名詞と同様の性質をもっている。ただし、固有名詞が、単一の人間や場所の個別的指示をその機能としているのに対し、商標は、ある特定の製品の集合を個別化するとともに、類似の製品の集合からできるだけ明確に差異化することをその主たる機能としている。従って、固有名詞に関しては、音素列または文字列が、同種の事物を指示する他の固有名詞と少しでも異なっている限り、目的とする機能を果たしていると思なすことが可能である。さらに、同姓同名の人間や、同名の場所⁷⁾が存在することも許容される。指示対象である人間や場所が、ある限定された範囲の集合に属することが分かっているならば、特定の1人の人間や場所を指示していることが容易に理解されるからである。

これに対し、商標の場合は、全く異なった種類の製品が比較対象となる場合は別として、同種の異なる製品と、聴覚的にも視覚的にも「明確に」区別される必要がある。従って、固有名詞の場合とは異なり、音素列や文字列に相違が認定されたとしても、その相違が明確な区別を阻害するものである場合には、既存の商標とは異なるものとして提示された別の商標が、既存のものとして「類似」している、すなわち製品を明確に区別する機能をもたないものと認定されざるを得ない。

以下、類否判断の対象となる2つの、暫定的に異なったものとされる商標を、B1、B2と表記する。

2. 1 音素列・文字列

(1) 同一の音素列

音素列に関しては、B1とB2を構成するそれぞれの音素列が異なっており、しかも日本語の音素体系の観点から、容易に区別することが可能であれば、両者は異なる商標として認定されるのが原則である。次の例を見てみよう。以下、B1とB2が異なった商標だと認定されたことをB1≠B2、類似した（同一の）商標だと認定されたことをB1=B2と表記する。以下にあげる用例では、等号（=）または不等号（≠）の左側の商標をB1、右側の商標をB2とする。

【3】ベルウッド/beruuQdo/≠

エルウッド/eruuQdo/⁸⁾

【4】ピユセラ/pjusera/≠ピユセア/pjusea/

【5】リフレオ/rihureo/≠リフレア/rihurea/

【6】カシア/kasia/≠カシオ/kasio/

まず、【3】と【4】に関しては、一方の音素列に「ベ」/be/、「ラ」/ra/という「子音+母音」という構造をもつ音節が含まれているのに対し、他方の同じ位置にある音節は、「エ」/e/、「ア」/a/という母音のみから成る音節である。母音が同一であったとしても、子音がある場合とない場合とでは、聴覚的印象は明確に異なる。従って、音節中の子音の有無は、商標の明確な区別に関与的であると見なされるものと理解することができる。

次に、【5】と【6】に関しては、一方の母音が「ア」/a/であり、他方の母音が「オ」/o/であるという相違がある。日本語の母音は、/a/、/e/、/i/、/o/、/u/の5個のみと非常に少なく、そのため、それぞれの母音の聴覚的区別は明確である。従って、他の音素列は同一であって、音素列中の同じ位置に異なった母音が含まれている2つの商標は、やはり明確に区別されるも

のと見なされる。

このように、音節構造の相違、母音の相違が、音素列に関して商標を区別する基本的な原則である。それでは、商標が同一だと判定されるのはどのような場合であろうか（以下では、審決において2つの商標が「類似」していると判定されることを、商標が「同一」であると表現する。審決に関しては、商標の類似性を主張することと、商標の同一性を認定することは同一の効果をもつ）。

当然のことであるが、B1とB2を構成する音素列が全く同一である場合には、両者は同一だと判定されるのが原則である。次の例を見てみよう。

【7】ヴィーナス/biinasu/=

ビーナス/biinasu/

【8】ユーユー/juujuu/=ユウユウ/juujuu/

【9】トーキョー/tookjoo/=

トウキョウ/tookjoo/

【10】玉子屋/tamagoja/=

タマゴヤ/tamagoja/

【11】SAKURA/sakura/=サクラ/sakura/

音素列が同一であれば、これを表記する文字列が異なっても、B1とB2は同一の商標だと判定される。「ヴィ」が「ビ」と同一の音節を表すのは、前節で述べた通りである。カタカナで長音を表すのは「ー」であるが、ひらがなでは、「かあ」/kaa/「しい」/sii/「くう」/kuu/のように、先行する音節の母音と同一の母音を表す仮名を付加する方法がとられる。従って、表記法の原則は異なるのであるが、表示する音節に変わりはない。【8】と【9】がその例であるが、いずれの場合もB1とB2は同一であると判定されている。

以上はカタカタという同一の文字種が使用されている例であるが、【10】と【11】のように、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

漢字とカタカナ、ローマ字とカタカナという、異なった文字種が使用されている商標であっても、対応する音素列が同一である場合にも、同じ原則が適用される。

(2) 明確な区別の欠如要因

1) 長音と促音

しかし、商標の同一性判断において重要なのは、「明確な区別」が実現されていないければ、たとえ表現面で異なる2つの商標であっても、それらが同一であると見なされるという原則である。前節では、「ア」/a/と「アー」/aa/のような、短母音と長母音が、明確な区別に関与しないことを述べたが、実際、次のような審決例がある。

【12】 スタデイ/sutadi/=

スターデイ/sutaadi/

【13】 フリフレイム/hurihureemu/=

フリーフレイム/huriihureemu/

【14】 ベルドゥ/berudu/=

ヴェルドゥー/beruduu/

また、促音の音素/Q/も、その有無は商標の明確な区別に関与しないとされる。

【15】 トックトック/toQkutoQku/=

トクトク/tokutoku/

長音の音素であれ、促音の音素であれ、日本語においては独立した音素であることは確かである。たとえそうであっても、商標に関する限りは、これらの音素の存在が明確な区別をもたらすとは見なされないのが原則だと考えることができる。

2) 有声と無声

有声子音音素/b, d, g, z, ʒ/と無声子音音

素/p, t, k, s, f/は、日本語では明確に区別される。「蝦蟇」/gama/と「鎌」/kama/、「抱く」/daku/と「炊く」/taku/、「数」/kazu/と「糟」/kasu/など、有声子音と無声子音が交替することにより、異なった意味をもつ異なった語になることから、有声子音と無声子音が、日本語において区別される音素であることが分かる。しかし、有声と無声の相違は、声帯が振動するか否かのみである。また、仮名で表記する場合には、「カ」と「ガ」、「ト」と「ド」のように、無声と有声の対立は、有声音素に対応する仮名の右上に濁点が付されるだけで、視覚的に明瞭な区別をもたらすとは言い難いところもある⁹⁾。

恐らくこのような理由で、商標に関しては、有声子音と無声子音の対立は、商標を明確に区別することに関与的ではないと判断される傾向が高い。以下の例を参照いただきたい。

【16】 アピタ/apita/=アビタ/abita/

【17】 エアロバッグ/earobaQgu/=

エアロパック/earopaQku/

【18】 クリッパー/kuriQpaa/=

グリッパー/guriQpaa/

【19】 カーズ/kaazu/=ガース/gaasu/

【20】 シージーシー/ji3iifii/=

ジーシーシー/3iifii/

商標は「アピタ」「アビタ」のように、固有名詞的な特性をもっている。従って、「山」や「川」などの普通名詞とは異なり、それを初めて見る者には、当該の商標が一体どの製品を指示するのかが、あらかじめ知られていないことも稀ではない。このことから、通常日本語表現では意味の区別を担う有声と無声の対立も、商標に関しては明確な差異をもたらすとは見なされないのである。

3) 弱化母音

母音/u/は、特に語末では弱く発音される傾向がある。この場合、「ヌ」/nu/と「ム」/mu/は、母音/u/の弱化により、ともに「ん」/N/と混同されやすい。商標の類否判断においても、語末の「ヌ」「ム」は「ん」と同一であると判定されることが多い。

【21】 スマートラン/sumaatoraN/=
スマートラム/sumaatoramu/

【22】 ロックフォン/roQkufoN/=
ロックフォーム/roQkufoomu/

4) 類似母音

母音/i/と/e/, /u/と/o/は、日本語では異なった音素であるが、音声的には類似した特徴を持っており、聴覚的に混同される可能性がある¹⁰⁾。このため、商標の類否判断においては、これらの母音を含み共通の子音で始まる2つの音節（「ミ」/mi/と「メ」/me/, 「ティ」/ti/と「テ」/te/など）は、同一であると見なされる。

【23】 リゲル/rigeru/=レーゲル/reegeru/

【24】 フィスミー/fisumii/=
フェスミー/fesumii/

【25】 ミラストチン/mirasutatfin/=
メラストチン/merasutatfin/

【26】 ジェンテックス/d3eNteQkusu/=
ジェンティック/d3eNtiQku/

【27】 サンデー/saNdee/=サンデイ/saNdi/

【28】 ガンプス/gaNpusu/=
ガンポス/gaNposu/

5) 類似子音

「マ行」の子音/m/と「ナ行」の子音/n/は、どちらも「鼻音」に属する音素であり、調音の際に気流が口腔だけでなく、鼻腔にも抜けるという特徴がある。この類似性のため、両者の聴

覚的印象の区別は必ずしも明確ではない¹¹⁾。

このことから、特に調音の際に弱化しやすい環境にある語中では、/m/と/n/の交替は明確な区別を実現させることがないと判断される。以下の例を参照。

【29】 サニット/saniQto/=
サミット/samiQto/

【30】 マグマックス/magamaQkusu/=
マグナックス/magunaQkusu/

【31】 エイエムデイ/eiemudi/=
エイエヌデイ/eienudi/

外来語に使用される音素/f¹²⁾は、両唇無声摩擦音であるが、「ハ行」の「フ」/hu/と、この音素が同じ母音に先行する音節/fu/は、日本語では全く同一の音節である。この事実は、/f/と/h/の交替が、日本語においては明確な区別をもたらさないものであると結論することができる。したがって、/u/以外の母音が後続する音節に関しても、/f+母音/と/h+母音/との交替によっても、商標の同一性は失われないものと判断される。

【32】 ハニー/hanii/=ファニー/fanii/

【33】 ハスタリン/hasutariN/=
ファステリン/fasteriN/

【34】 シンホニー/siNhonii/=
シフォニー/sifonii/

2. 2 表現面に関する商標審決の問題点

固有名詞性をもつ商標に関しては、音素列・文字列の単なる相違のみでは、比較される商標の非類似性を実現するための条件を構成しない。2. 1で述べたような、明確な区別をもたらさないで見なされる音素・音節を使用しないことが、既存の商標と異なるものだと判定される商標を考案するために必要な条件である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

ただし、これまでの審決から見られる傾向および言語学における音韻論による音素の特性分析の成果に鑑みて、類否判断に問題があるのではないかと思われる例も見出される。以下では、そのいくつかを検討してみよう。

1) 審決が非類似

【35】DENi≠DEMI

「DENi」に対応する音素列は/deni/であり、「DEMI」に対応する音素列は/demi/である。/m/と/n/は聴覚・調音的に類似する音素であって、しかも【35】の例では、これらの音素を含む音節は、語末に位置しているから、対立するはずの音節/ni/と/mi/の音声的実現は弱化する傾向にあると見なしてよい。従って、当該2つの商標は、明確に区別されるための音的条件を満たしているとは言えない。

文字列の観点からすると、B2がすべて大文字のローマ字で表記されているのに対し、B1の表記は、3文字が大文字で、末尾の「i」が小文字である。従って、この点で視覚的には区別される。しかし、末尾の「i」に独立した意味を与えることは不可能だから、この場合の大文字と小文字の対立は、例えば、「ミカン」と「ミカン」の対立と変わるところがない。この対立が明確な区別をもたらすとは考えにくいから、当該の2つの商標の対立に関しても、視覚的に明確な区別が実現していると主張することは困難である。

【36】ネッキヤラ≠ねっKARA

B1に対応する音素列は/neQkjara/であり、B2に対応するのは/neQkara/である。両者の音的差異は、語中の子音/k/と後続する/a/の間に、半母音/j/が挿入されているかどうかの

みである。半母音/j/が日本語において独立した音素ではあるにしても、これが独立した音節を形成することはなく、実際には、音素/k/の調音に際し、舌の位置が口腔の前方にずれるだけである。

しかも、B1とB2の前半部分を構成する「ネッ」「ねっ」は、外来語の「ネット」をある程度想起させるものの、単独で意味を表す独立した語だと見なすことは困難である。したがって、いずれの商標についても、前半と後半は異なった文字種の使用によって分離されているだけで、意味的には境界をもたない単一の語だと見なすのが適切である。さらに、両者の後半部分は、B1がひらがな、B2がローマ字で表示されていて、音素列の相違を識別することを困難にしている。

以上の理由により、B1とB2は、音的に明確な区別を認定することはできず、意味的な面でも明確な区別は認められないから、両者には類似性を認めるのが適切である。

2) 審決が類似

【37】タロン/Talon=Taro

B1の音素列は/taroN/である。B2の音素列は/taroo/もしくは/taro/である。「Taro」が日本語の人名「太郎」に対応するものと想起される可能性が高いことを考えると、/taroo/であると判断するのが妥当であろう。

この時、B1とB2に共通する音素列は/taro/であり、これに続く音素は、B1に関しては/N/、B2に関しては/o/である。日本語の音素体系では、いずれもが独立した音素であり、しかも/N/は鼻音、/o/は母音であって、どちらも有声音であるものの、聴覚的印象は明確に異なる。さらに、B1の文字表記のうち、ローマ字部分には「l (エル)」が含まれるのに対し、B2に含

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

まれるのは「r」であって、日本語では同じ音素/r/に対応しているものの、視覚的印象は明らかに異なる。

以上の理由により、この例におけるB1とB2は、聴覚的にも視覚的にも明確に異なったものと認定される条件を備えており、両者を同一(類似)とした審決には問題があると考えなければならない。

【38】 PATH=Pas

商標を構成する文字がすべてローマ字であり、しかもそれが何らかの普通名詞に対応していると見なされる場合には、対応する音素列も、日本語ではなく外国語の音素によって構成されるものとするのが適切である。

例【38】のB1とB2に関しては、まず文字列には明確な相違がある。B1は、path(通路)という英語の普通名詞と同じ語形であるから、音素列は/pæθ/である。B2の場合、pasそのものはフランス語からの外来語であり、「舞踊」を意味する。この時、対応する音素列は/pa:/である。つまり、B1とB2は、音的にも意味的にも明確に区別されるものとするのが合理的なのであり、両者を同一とする審決の判断には首肯しがたい。

2.3 語構成と意味

(1) 意味に関わる類似性

商標のかなりの部分を占めるのは、複合または派生によって作られたものである。この種の商標は、従って複数の語(通常は2個)または、語と接辞によって構成されている。

ここでは、複数の言語的要素から成る商標を「合成商標」¹³⁾、単一の言語的要素から成る商標を「単純商標」と呼ぶことにする。

合成商標は、さらに要素が固有名詞、普通名詞、接辞の3種類に分かれ、接辞のみを要素と

する合成商標は存在しないから、要素の種類と組み合わせによって、次の5種類に類別される。

【39】

- a. 固有名詞+固有名詞：UFJニコス、TOMMY HILFIGER
- b. 固有名詞+普通名詞：モペラアクセス、ガチャマシン、NANDフラッシュ、HondaFAN
- c. 普通名詞+普通名詞：みずごころ、絆プラン、アップドライ、WORD NET、Audio MASTER
- d. 接辞+固有名詞：ペントックE、e-CUVE
- e. 接辞+普通名詞：e-mobile、えチャット、Q-CHECK、i-Tunes、C-Office、デジタル君

どの類別であれ、2つの商標について、それを構成する要素が1つでも異なっていれば、それらは異なった商標だと見なされるのが基本である。しかしながら、音素列・文字列の同一性について先に検討した場合と同様に、たとえ構成要素が異なっていたとしても、「明確な区別」が達成されていないならば、2つの商標は同一だと判定されることになる。

商標の類否判断において特に問題とされるのは、新たに作られた商標のうち、合成商標から普通名詞または接辞を削除したもの、あるいは逆に単純商標に普通名詞または接辞を付加したものが、既存の合成商標または単純商標と明確に区別されるかどうかということである。

既存の合成商標(B1)の構造が「固有名詞+普通名詞」であって、新作の合成商標(B2)がこれから普通名詞を削除したものである場合、B1とB2が指示する製品が同種のものであって、除去された普通名詞がこの種類の製品を表すものであれば、B1とB2は同一である

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

と判断される。B2が表す意味の中に、すでにB1を構成する普通名詞が表す製品が含まれていると考えることができるから、たとえB2において外形的に普通名詞が削除されたとしても、その表す意味が変わるところはないという判断であり、この判断に不合理はない。次のような例がある。

【40】 HEISIN PUMP=ヘイシン

【41】 スタンパー中継ユニット=STAMPER

既存の合成商標（B1）が普通名詞の複合体である場合は、そのいずれかの普通名詞を除去すると、単なる一般的な普通名詞（B2）が残るのみである。B1は、普通名詞の複合体であっても、名詞の選択には独創性をもたせることができるから、この商標には固有名詞的性格がある。一方、B2にはそのような特性はないのだから、B1とB2には明確な区別があるものと判断してよい。審決には次のような例がある。

【42】 デジカメの横綱≠デジカメ

【43】 SAVER PRO≠プロ

B1の普通名詞1個を削除した結果のB2が、B1を構成するもう1つの名詞の変形であって、どの言語にもB2が示す普通名詞が存在しない場合には、B2は新たな固有名詞性を獲得していると考えられる。つまりB1とB2は、それぞれ明確に異なる固有名詞だと見なされるのであり、従って両者には明確な区別がある。次の例である。

【44】 お掃除二刀流≠二騰流

既存の合成商標（B1）に接辞が含まれ、B2がその接辞を除去したもの、あるいは別の接辞を付加したものである場合には、接辞に特別の

意味を与えることができるかどうか、同一性判断の重要な要因となる。

接辞「e-」は、商標において最も高い頻度で使用されるものであるが、この接辞には、現在では「電子工学的」のような意味を付与することが可能となっている。従って、B1がこの接辞を含む時、これを除去して作られた新たな商標B2には、「電子工学的」という意味が含まれないことになる。この結果、B1とB2は、音と意味両方の側面で相違することになり、明確な区別をもつと判断される。

【45】 eライン≠ライン

【46】 e-air≠AIR

【47】 eどっきゅ≠DOCU

接辞「e-」は、名詞の前に付加される「接頭辞」であるから、これが名詞の後に付加されたとしても、同じ意味を表すものとは見なすことはできない。この場合の「e-」には、現代日本語でも英語でも、特別の意味はないのであり、従って、このe-を削除したとしても、音素列は異なっても意味の同一性は保たれる。審決の判断でも、B1の「e」を削除したB2はB1と同一だとされている。

【48】 TWINE=twinn

「e-」以外には、独自の意味を与えることができる接辞は、我が国の商標に関する限り存在しない。従って、「e-」以外の、意味のない接辞を含むB1に関しては、この接辞を削除するか別の接辞に交換した結果作られたB2と意味的には異なることがない。つまり両者には明確な区別を認定する条件が欠けているのであり、ゆえに同一であると判断してよい。

【49】 h-kokusai=KOKUSAI/国際/コクサイ

【50】 @Remote=REMOTE

2. 4 意味的観点から見た商標の類否判断に関わる問題

【51】 ライト麻雀=Light, Lite

B1は、「ライト」と「麻雀」という2つの普通名詞を複合して作られた複合名詞であるが、どの既存の複合名詞とも異なるので、固有名詞と同様の特性を獲得している。一方、B1から「麻雀」を削除した結果のB2は、英単語であるものの、普通名詞に過ぎない。しかも、「ライト」が表す意味は不明確であるから、B1とB2は、音素列、固有名詞性、意味、すべての面で相違しており、明確な区別があると考え以外にはない。従って、両者を同一であると判断した審決には合理性がない。

【52】 冒険王/ビイト≠冒険王, Beat

B1とB2のいずれもが普通名詞を組み合わせた複合語である。「冒険王」は共通であり、B1の「ビイト」は、通常の表記「ビート」とは異なるものの、原語の英単語がbeatであろうことは容易に推測される。しかも、「ビイト」も「Beat」も、対応する音素列は/biito/である。従って、B1とB2は、音と意味の両面で同一だと見なすのが適切であり、明確な区別は欠如している。両者の間に類似性がないと判断する審決結果は、言語学的に見て受け入れられないものである。

【53】 @MESSAGE≠メッセージ

上述のように、商標に関係する接辞として認定できるものは「e-」のみであり、「@」を意味のある接辞だと見なすことはできない。従って、B1の「@」を削除して出来る「MES-

SAGE」と既存のB1は同一だと判断される。「MESSAGE」を外来語としてカタカナ表記したものが「メッセージ」であり、これは原語と意味的に変わるところがない。意味的に同一なのだから、B1とB2には明確な区別が存在しないのであり、これを非類似とする審決の判断には問題がある。

【54】 iLife≠Life

意味のある接辞としての「i」が存在しないのは、先に述べた通りである。従って、この接辞を削除したとしても、意味の同一性は失われない。従って、この場合のB1とB2には意味的な区別が欠けており、商標としての明確な区別を認定する条件を満たしてない。ゆえに、両者の間に区別があると判定する審決は適切性を欠く。

【55】 「つつみのおひなやっこや」≠
「つゝみ、堤」

B1の構成要素は、「つつみ」という名詞と、「おひなやっこや」という名詞である。「つつみ」は、普通名詞と固有名詞、両方の可能性がある。「おひなやっこや」は、通常使用される普通名詞の中には含まれないから、固有名詞であると認定してよい。

「つつみ」が固有名詞である時、「固有名詞1+固有名詞2」という構造をもつ商標B1から、固有名詞2を削除して得られたのが、B2である。固有名詞1は人名または地名であり、固有名詞2は恐らく店舗名であるから、B1が主として指示する対象は店舗であって、その店舗を限定する機能を人名または地名が果たしていると考えるのが妥当である。これに対し、B2が指示するのは人間または場所なのであるから、B1とB2が指示する事物、すなわちそれぞれの意味は明確に異なる。意味が明確に異なる

る以上、両者は明確に区別される条件を満たしており、従って異なった商標であると認定されなければならない。従って、両者を類似と判断した知財高裁の審決ではなく、特許庁および最高裁の審決の方に合理性があると考えることができる。

3. まとめ

商標は、言語学的には固有名詞の一種である。固有名詞としての商標は、その表現面を構成するのが音素列および文字列であって、意味面では、特定の製品の集合を指示する。2つの商標に関して、表現面または意味面のいずれかが異なっていれば、原則的には異なった商標と見なすことができるはずである。しかしながら、商標において重要なのは、表現または意味の単なる相違ではなく、相違の認識が容易であること、すなわち商標が明確に区別されることである。

明確に区別される条件として、音素列の点では、調音的・聴覚的に特徴を共有しない音素が使用されていること、語中や語末で弱化することにより、類似した特徴をもつ可能性のある音素や音節が含まれないことなどがあげられる。音素列に明確な区別がない場合には、たとえ使用される文字種が異なっていたとしても、それだけで異なった商標だと認定されることは難しい。意味の面では、商標を構成する要素が複数であって、比較される商標がいずれかの要素と一致または類似している場合に、2つの商標に同一性があるか否かが問題となる。この場合、複数の要素から成る商標について、比較される商標とは異なる要素が商標の指示する製品に対応する普通名詞であったり、意味のない接辞である場合には、当該の2つの商標の間には明確な区別を認定することはできない。一方、比較される商標とは異なる要素が、固有名詞であるか、意味をもつ接辞「e-」である場合には、2つの商標の間に明確な区別があるものとし、非

類似の判断を下すことに合理性がある。

注 記

- 1) 言語が伝達する意味のうち、最も重要なのは文によって表示される「事態」である。文は下位の単位である語の一次元列であるから、語が表示する意味は事態の部分であるが、より具体的には事物の集合、事物の集合間の関係、事態の成立時間、可能性などの特性である。
- 2) [N] で示される音声は、仮名の「ん」を単独で発音する時の音声である。音声学的には、口蓋垂鼻音と呼ばれる。
- 3) 例えば、語頭では [k] のみが現れるし、母音間では [g] のみが現れる。このような現象を「相補分布」と呼ぶ。
- 4) ただし、助詞の「を」と「お」、「は」と「わ」は、同じ1つの母音音素に対応しており、これは日本語文字表記における例外的現象である。
- 5) 「イヌ」の意味を<犬>で表すのは、「イヌはイヌだ」と言っているのと同じであり、意味の正確な提示にはなっていない。しかし、語の意味を構成する元素的な要素が存在しないとすると、これ以上に精密な意味の定義は不可能だとせざるを得ない。
- 6) 「川」と「魚」を組み合わせると「川魚」を作り、「取る」と「出す」を組み合わせると「取り出す」を作るような場合は、組み合わせられる語は単独でも使える自立性をもつものであり、これを「複合語」と呼ぶ。「寒い」と「さ」を組み合わせると「寒さ」を作り、「す」と「顔」を組み合わせると「す顔」を作るような場合、「さ」や「す」は単独では使うことができず、自立性がない。このように、組み合わせられる語の一方に自立性がないものを「派生語」と呼ぶ。
- 7) 「福岡」という地名は、福岡市だけでなく、岩手県、埼玉県、岡山県にも存在する。「池田」も、北海道、大阪府、岐阜県、福井県などにその名をもつ場所がある。
- 8) 「っ」で表記される日本語の「促音（つまる音）」に対応する音素は、/Q/という音素記号で表される。
- 9) /b/と/p/の対立は、「バ」と「パ」のように、濁点と半濁点の相違によって表示される。中古の日本語では、有声子音音素を表記するための特別の仮名は存在しなかった。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します

- 10) /i/と/e/はともに「前舌母音」であり、口の開きは前者が狭く、後者はその次に狭い。/u/と/o/はともに「後舌母音」であり、口の開きは前者が狭く、後者はその次に狭い。
- 11) 古語の「行かむ」/ikamu/と「行かぬ」/ikanu/は、語末の母音/u/が弱化し、さらに脱落することにより、/ikam/と/ikan/に変化した。この後、いずれもが「行かん」/ikaN/に変化しているのだが、この事実は、/m/と/n/が調音的・聴覚的に類似性があることの1つの証拠である。
- 12) 正確には記号/Φ/を用いるべきところだが、表記を簡略化するために、本論では記号/f/を用いる。
- 13) 類似した用語として「結合商標」があるが、これは図形と文字のような、異なる種類の記号の結合体の場合を含むので、ここで言う合成商標とは区別する。

(原稿受領日 2009年1月18日)

